平成２５年（フ）第２３８号
北海道旭川市春光台４条４丁目11番13号
債務者　里見　　勇
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４９号
北海道旭川市神居８条14丁目２番14号
債務者　千葉　直樹
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５０号
北海道旭川市永山７条４丁目３番５号　セブンハイツＡ８号室
債務者　萩尾　　聡
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２４号
東京都多摩市貝取２丁目４番地１―504
債務者　江波戸　徹
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６０８号
東京都町田市小山町4121番地７
債務者　青山　記子（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２６号
釧路市春採２丁目11番６号
債務者　坂本　勝己
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１２７号
釧路市春採２丁目11番６号
債務者　坂本　秀子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第８９７３号
埼玉県さいたま市中央区大字下落合1050―９―901
債務者　高原　恭平
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９８１号
東京都葛飾区東水元１丁目12―12―307
債務者　菊池　一吉
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９８６号
千葉県八千代市萱田2078―２―201
債務者　宮内　まゆ
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９８７号
東京都板橋区前野町２丁目37―13　石岡方
債務者　渡部　圭子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９９１号
神奈川県横浜市鶴見区矢向２丁目６―19―201
債務者　鈴木　賢治
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９９４号
東京都葛飾区東金町４丁目26―７―201
債務者　馬場　健一
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９９５号
東京都世田谷区若林２丁目16―７―501
債務者　市田真由子（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０００号
東京都板橋区西台１丁目52―５―102
債務者　田中健太郎
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９００１号
東京都中野区若宮１丁目17―９―102
債務者　岩田　理美
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部